

1. 豊橋市都市交通計画の趣旨

- ・平成28年に豊橋市都市交通計画2016-2025 を策定し、「多様な交通手段を誰もが使い、過度に自家用車に頼ることなく生活・交流ができる都市交通体系の構築」を基本理念として、公共交通・自家用車・自転車・徒歩という都市交通を網羅した体系的な施策推進を図ってきた。
- ・令和7年度で計画期間満了を迎える中、引き続き本市の都市交通のあり方を示し、今後の社会情勢に即した取組を推進するために策定するもの。

2. 計画の位置付け

- ・第6次豊橋市総合計画、都市計画マスタープラン2021-2030、豊橋市立地適正化計画の上位計画を踏まえ、豊橋市の目指すべき都市の将来像を実現するため、概ね10年後の将来交通体系として目指すべき姿を明らかにし、交通に関わる基本的なあり方(基本方針)と取組みの基本的な考え方を示すもの。
- ・豊橋市都市交通計画の計画期間は、令和8～17年度の10年間とする。
- ・本計画は、「都市・地域総合交通戦略」と「地域公共交通計画」を連携させた計画とする。

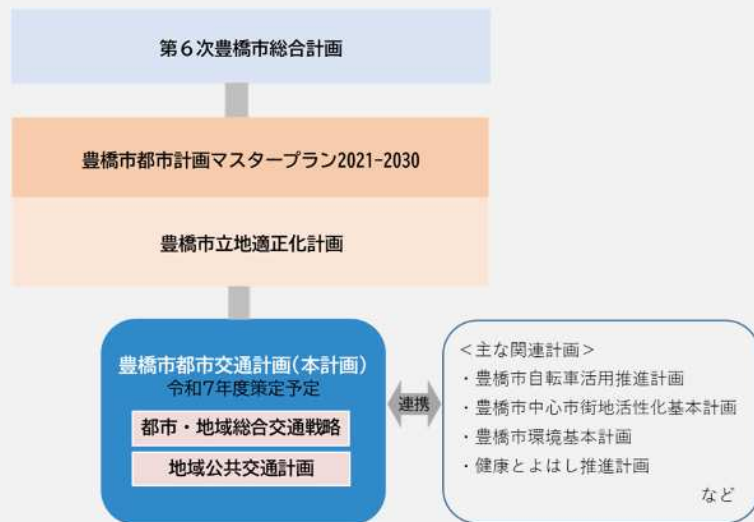


図1 計画の位置付け

■「都市・地域総合交通戦略」とは ■「地域公共交通計画」とは

都市・地域総合交通戦略は、進展する少子・超高齢社会への対応、交通渋滞の緩和、交通に起因する環境負荷の低減等のため、過度に自家用車利用に依存することなく、徒歩、自転車、公共交通等の各モードが連携し適切な役割分担のもと、望ましい都市・地域像の実現を図る観点から、地方公共団体を中心として、関係機関・団体等が相互に協力し、都市・地域が抱える多様な課題に対応すべく、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るものであり、もって魅力と活力があふれる都市・地域の整備を行うことを目的とする。

出典：都市・地域総合交通戦略のすすめ、令和4年5月改定(都市局)

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との協議を重ねることで作成していくものです。

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(理念編) 令和5年10月改定(運輸局)

3. 計画策定の流れ

- ・本計画は、令和6年度から令和8年3月までの約2か年で策定し、令和8年4月に公表していくものである。
- ・令和6年度では、豊橋市の交通を取り巻く状況の把握と現行計画の評価を行い、豊橋市の都市交通課題を抽出した。また、都市交通課題から本市の目指すべき都市の将来像や都市交通体系を実現するために基本方針と目標を定めた。



4. 今回の検討委員会の議論内容

- ・第4回検討委員会では、抽出された課題から設定した基本方針及び目標に係る評価指標の検討と指標を達成するための具体施策についての検討を行う。

都市交通課題

- 課題1：自家用車に頼らない移動を選べる環境の維持・向上
- 課題2：まちなかの賑わいや回遊性の向上
- 課題3：渋滞の解消と安全・円滑な移動環境
- 課題4：拠点とのつながりの強化
- 課題5：移動を通じた健康づくり
- 課題6：都市交通の担い手確保
- 課題7：環境負荷の軽減
- 課題8：災害に強い交通環境

基本理念

多様な交通手段によって人とまちがつながり、過度に自家用車に頼ることなく生活・交流ができる都市交通体系の構築

- 評価指標
- 具体の施策/事業の検討

※内容については、資料2を参照

基本方針1

安全・安心で快適に移動できる交通づくり

- 目標1-1 公共交通幹線軸の維持及び交通結節機能を充実する
- 目標1-2 利便性の高い交通環境を充実する

基本方針2

まちの魅力・にぎわいを創出する交通づくり

- 目標2-1 まちづくり施策と連携した公共交通ネットワークを形成する
- 目標2-2 まちなかや地域拠点に行きやすい交通環境を実現する

基本方針3

みんなで支え育む持続可能な交通づくり

- 目標3-1 行政、市民、事業者の相互協力により自家用車に頼らない意識の転換を図り公共交通を維持する
- 目標3-2 環境負荷軽減、健康増進に寄与する交通行動を促し持続可能な交通環境を実現する

5. 今後のスケジュール

- ・今回の検討内容を精査し、最終的な計画(素案)として、第5回検討委員会(11月19日)で示していく。
- ・その後、建設消防委員会、パブリックコメントを経て、令和8年4月の公表していく予定。